

3 いじめ防止のための組織

本校におけるいじめの防止等の対策のための組織として、「人権教育推進委員会」をおく。「人権教育推進委員会」は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により組織されるものとする。

(1) 全構成員

校長、教頭(人権教育推進委員会委員長)、教務主任、生徒指導主事、
生徒指導部人権担当、教育・セクハラ相談委員(委員長、特別支援教育コーディネーター、養護教諭)
道徳教育推進教師、学年主任

(2) 日常業務における協議

教頭(人権教育推進委員会委員長)、教務主任、生徒指導主事、生徒指導部人権担当
教育・セクハラ相談委員、道徳教育推進教師、学年主任

(3) いじめの防止等の対策のための組織の役割

いじめ防止基本方針の策定、いじめの未然防止、いじめ対応、教職員の資質向上のための校内研修、
年間計画の企画と実施、年間計画進捗の確認、取り組みの有効性の確認・改善等を行う。

(4) 重大事態の場合における調査組織

学校は次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という)に対処し及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。また、県教育委員会と連携してスクールカウンセラー及びスーパーバイザー等を要請する。

○いじめにより学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき。

○いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(5) 重大事態の場合における報告方法

重大事態発生に際しては、教職員は、校長に対して、以下の手順に従い速やかに報告を行う。校長は、
県教育委員会に対して電話による一報後、改めて文書により報告する。

発見者→担任・学年主任→生徒指導主事・教頭(人権教育推進委員会委員長)→校長

※ 校長(教頭)→学校安全保健課[指導課]【学校危機管理 043-223-4090】